

さいたま市監査委員告示第 25 号

さいたま市長から、別添のとおり令和 3 年度、令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度の包括外部監査結果についての措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 1 日

さいたま市監査委員	井 山 剛 之
同	工 藤 道 弘
同	新 井 森 夫
同	吉 田 一 志

包括外部監査の結果に基づく措置の状況（総括表）

（令和 8 年 9 月通知）

監査年度	特定の事件 （監査テーマ）	指摘・ 意見の別	対象	指摘事項等の件数	過去に措置状況を 通知した件数	今回措置状況を 通知する件数	対応中の件数
				A	B	C	A－B－C
令和 3 年度	スポーツ文化局及び都市局 所管の外郭団体の財務事務 の執行について	指摘事項	市長	18	18	0	0
			教育委員会	0	0	0	0
			計	18	18	0	0
		意見	市長	32	31	0	1
			教育委員会	0	0	0	0
			計	32	31	0	1

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P17	意見	評議員・理事の 選出方法について	令和2年より、スポーツ協会は理事の選出方法を見直し、それまでの選定委員会による選出方法から、スポーツ協会に加盟する全競技団体より理事を募り、理事の選出が難しい団体からは評議員を募る方法に変更した。この選出方法は、公益財団法人の理事や評議員の選出方法として法令・定款等に抵触するものではないが、理事が30名、評議員が12名と大所帯であり、理事会や評議員会のガバナンスが実効性あるものとして機能しているのかが疑問である。 この点、令和2年度において、理事会は年3回、評議員会は年2回開催しており、その都度、常勤の役職員が評議員会や理事会の議題を事前に説明し、評議員及び理事の意見を聴取する手続を実施しているため、理事会の場合は内容を追認する程度であるとのことであった。コロナ禍で理事会の大半が書面開催となっている点もありやむを得ない状況であるが、一方で、スポーツ協会の常勤職員数が3名であり、これら大人数の理事への説明にかかる事務的な煩雑さや労力を考えると、30名の理事及び12名の評議員が本来的に必要な人員数と言えるのかについて、あらためて検討することが望ましいと考える。検討に際しては、各団体よりまんべんなく選出する方針を踏襲する場合でも、全団体より選出するのではなく、ローテーションや持ち回りで理事を担当する方法なども一法ではないかと考える。 また、評議員については、理事の選出のない団体から選出しているとのことであるが、一部の競技団体からは、理事と評議員が両方選出されている。上述のように評議員や理事の総数に比して1名の議決権は相対的な重みは低いが、評議員は公益財団法人の最高議決機関であり、理事や監事の職務遂行を監視する役割を担っていることから、評議員が同じ競技団体から選出された理事の職務遂行を監視することができるかといえるのかは疑問が残るところである。協会加盟団体から選出するよりはむしろ、客観的な視点で協会運営を監視できる学識経験者などを優先的に採用すべきと考える。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		済 (令和6年9月)	令和4年5月にスポーツ協会内で理事及び評議員の選出方法について協議を行った。 その結果、理事の選出については、理事会を総会と位置付けていることや、理事が専門委員会を運営していることから、人数も含め、現行の制度で進めていくこととした。 また、評議員については、定数を12名から10名に見直し、学識経験者から選出することとした。令和6年6月に改選を行い、10名の学識経験者を登用したことから措置済である。
P18	指摘事項	役員数の公表人数について	理事は法人の業務上の意思決定に参画し、理事会での議決権を有するため、理事の人数・構成はガバナンス上重要な情報といえる。 したがって、正確な人数を公表することが必要と考える。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P18	指摘 事項	役員数の公表人数について	理事は法人の業務上の意思決定に参画し、理事会での議決権を有するため、理事の人数・構成はガバナンス上重要な情報といえる。 したがって、正確な人数を公表することが必要と考える。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		済 (令和4年9月)	指摘事項については、令和4年6月15日に役員の改選が行われ、当協会のホームページに正確な役員数を公表しており、措置済みである。
P19	指摘 事項	助成目的の合理性と助成金額の根拠資料の整備 ①	スポーツ協会は、加盟する競技団体に対して、助成を行っているが、コロナ禍による影響をはじめ、社会情勢の変化に応じた各団体の運営方法の見直しなどにより各団体で必要とする運営費等は変動していることが想定される。スポーツ振興のために助成金を支給することに異論はないものの、現状の定額助成とすることが適切と言えるかは疑問である。 また、助成金を算定するための根拠となる要綱等が存在せず、上述のとりの算出根拠がないまま現在に至っている。助成の目的、助成の方法及び金額の算定方法を明示した要綱等を整備する必要がある。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		済 (令和5年9月)	令和5年2月に作成した助成金交付要綱（案）について、細部の修正を行い、令和5年5月の財務委員会での承認を経て、令和5年6月に開催された理事会で決議を行い、承認された。その後、令和5年6月に開催された加盟団体事務局会議にて、当該要綱を令和6年4月から適用することについて周知しており、措置済みである。
P19	意見	助成目的の合理性と助成金額の根拠資料の整備 ②	市民体育大会参加助成金については、市民体育大会に係る、運営費（例：審判派遣、大会使用用具の用意、会場設営費等）を助成するものとのことであるが、大会に使用する施設の使用料が100%減免されている状況に照らして、団体から市民体育大会に参加するためにかかる経費の報告を受けることで、現行の助成金が適切な金額であるかを再検討する必要があると考える。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		済 (令和7年9月)	意見に基づき、令和7年3月17日に開催された理事会で算出基準の改訂（従来の「大会開催日数」と「大会参加人数」に「審判員・競技運営役員数」と「助成対象経費」を加え、それぞれ点数化した上で、その合計に対応した交付額に反映）について諮り、承認を得たことから、令和7年度から新算出基準の運用を開始している。これにより、助成金が市民スポーツ大会の実績を踏まえた金額となるよう改善を図ったことから、措置済みである。
P19	指摘 事項	契約関連規程の未整備について	スポーツ協会の年間の契約事務は数件程度であり契約金額も総額で数百万円程度の規模と決して、頻度、金額とも大きいとは言えないことや、随意契約とはいえ見積合わせを行っているため、一定の競争性を確保した契約事務手続きとなっている。 しかしながら、市の外郭団体であることや市からの補助金等による財政的援助を受けている団体として、コスト削減など経営の更なる効率化を図る努力は必要不可欠であり、契約事務に関する規程を整備運用する必要がある。 なお、この点、令和3年度において規程の作成に着手しており、改善中である。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P19	指摘 事項	契約関連規程の 未整備について	スポーツ協会の年間の契約事務は数件程度であり契約金額も総額で数百万円程度の規模と決して、頻度、金額とも大きいとは言えないことや、随意契約とはいえ見積合わせを行っているため、一定の競争性を確保した契約事務手続きとなっている。 しかしながら、市の外郭団体であることや市からの補助金等による財政的援助を受けている団体として、コスト削減など経営の更なる効率化を図る努力は必要不可欠であり、契約事務に関する規程を整備運用する必要がある。 なお、この点、令和3年度において規程の作成に着手しており、改善中である。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和4年3月の理事会を経て、契約事務に関する規程を作成した。 令和4年4月から契約事務に関する規程を施行し、適正な事務の執行を確保しており、措置済みである。
P20	指摘 事項	物品管理について	スポーツ協会の会計処理規程集38条では、固定資産の管理について、「固定資産台帳を設け、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。」としているが、固定資産台帳は作成しているものの、固定資産台帳と物品を紐づけるための物品ラベルの添付を行っていない。そのため、実際に購入した物品と現物実査した物品が同一のものであるかの確認が取れない状況にあるため、資産の流用があっても発見されないおそれがある。また、一部の物品はさいたま市記念総合体育館の倉庫内の一区画に保管されているため、スポーツ協会の物品と体育館の物品とを取り違えてしまうおそれもある。このようなリスクを回避するために、早急に物品ラベルによる管理などを実施する必要があると考えられる。 また、固定資産に計上されない備品について備品台帳で管理としているが、消耗品費として会計処理した少額の物品を現物管理の対象とすることの必要性について、業務の効率性の観点から、あらためて検討することが望まれる。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和4年3月31日までにすべての物品について、固定資産台帳との突合を行い正し、物品ラベルによる管理を徹底した。 また、固定資産に計上されない備品のうち、消耗品費として会計処理した少額の物品は、消耗品のため現物処理の対象としないこととし、令和4年3月までに備品台帳から削除しており、措置済みである。
P21	意見	労務管理について	スポーツ協会の職員就業規則22条には「職員は定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。」と規定されており、出勤簿への押印による出勤の記録を実施しているが、日々の勤怠管理はタイムカードで対応している。そのため、出勤簿の押印管理がムダな業務となっている状況にある。 勤怠管理を出勤簿の作成以外の管理方法で代替できることを職員就業規則に明記するなど、実態と規則が整合するよう規則の内容の見直しを図り、ムダな管理業務を削減すべきである。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、実態に合わせ職員就業規則の改訂を行い、出勤簿への押印による出勤の記録を廃止し、タイムカードにより勤怠管理を行うこととした。令和4年4月1日から施行しており、措置済みである。
P26	指摘 事項	物品管理（会計 処理の根拠規定 の不存在）について	スポーツコミッションでは、会計規則より取得した物品について取得価格に応じて（有形）固定資産、備品、消耗品に区分し、固定資産と備品については、物品シールを貼り台帳管理を行っているが、取得価格2万円以上10万円未満の比較的長期間継続使用できる物品の規定がない。当期末時点では、これに該当する物品の取得がなかったため問題がなかったが、この要件に該当する物品を購入した場合には、現物管理の対象とすべきかの明確な根拠が存在しないこととなる。そのため、規則上この取り扱いを明確にする必要がある。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和4年3月に会計規則の改正を行い、10万円未満の物品について、消耗品とすることとし、規則上の取り扱いを明確にしており、措置済みである。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P33	意見	勤怠管理について	常勤職員の交通費は、勤怠システムで算定している一方で、非常勤職員の交通費は、勤怠システム外で、別途資料を作成し算定している。 新システムのため、導入直後から全ての機能を使用することによる業務プロセスの変更が難しく、月次の給与計算に遅延が発生させられないことから、例外的に従来の交通費管理方法を残していることに一定の理解はできるものの、すでに導入後2期が経過しており、勤怠システムの機能として対応可能であることから、計画的にシステム利用の見直しを行ない、業務の省力化を図る必要があると考える。	スポーツ文化局 文化部 文化振興課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、非常勤職員の交通費について令和4年8月1日分から勤怠システムでの管理を実施し、業務の省力化を図っており、措置済である。
P40	指摘事項	委託業務の管理について	緑地協会では、令和2年4月1日から令和3年3月31日を履行期間とした与野本町駅東口四季のみち管理業務を、さいたま市の外郭団体である与野都市開発株式会社（以下「与野都市開発」という。）へ委託している。当該委託業務は4者での入札（見積）を経て契約されており、契約手続に公平性・客観性はあるが、落札をした与野都市開発において、当該委託業務は別の下請け業者へ再委託されている状況であった。 業務委託契約基準約款上、再委託等は禁止されていることから、契約に反している状況である。入札（見積）時の与野都市開発による緑地協会への提出資料においては、現場責任者は与野都市開発社員として記載がされており、一見すると再委託があるようには見受けられない。一方で、与野都市開発の主要業務や、会社規模、現場責任者の取得資格内容より、与野都市開発が自社で業務を遂行できるかどうかについては不明瞭であり、再委託の可能性が予想できる状況であるといえる。しかし、入札（見積）時に、緑地協会による調査等は実施されず、最低金額であった与野都市開発の落札となっていた。再委託については、必要性に応じて事前の協議や許可により実施可能と定めている契約も存在する一方で、再委託等の禁止は、委託業務の品質管理や、適切な契約金額設定にも資する（中間業者を入れない事で、適切な金額で受注委託できる）重要な決まりである。令和3年度以降は再委託の調査について留意されているとのことであるが、緑地協会においては、必要業務が契約に則り適切に履行されるよう、引き続き入札時や契約時において注意を払うことが望まれる。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P40	指摘 事項	委託業務の管理 について	緑地協会では、令和2年4月1日から令和3年3月31日を履行期間とした与野本町駅東口四季のみち管理業務を、さいたま市の外郭団体である与野都市開発株式会社（以下「与野都市開発」という。）へ委託している。当該委託業務は4者での入札（見積）を経て契約されており、契約手続に公平性・客観性はあるが、落札をした与野都市開発において、当該委託業務は別の下請け業者へ再委託されている状況であった。 業務委託契約基準約款上、再委託等は禁止されていることから、契約に反している状況である。入札（見積）時の与野都市開発による緑地協会への提出資料においては、現場責任者は与野都市開発社員として記載がされており、一見すると再委託があるようには見受けられない。一方で、与野都市開発の主要業務や、会社規模、現場責任者の取得資格内容より、与野都市開発が自社で業務を遂行できるかどうかについては不明瞭であり、再委託の可能性が予想できる状況であるといえる。しかし、入札（見積）時に、緑地協会による調査等は実施されず、最低金額であった与野都市開発の落札となっていた。再委託については、必要性に応じて事前の協議や許可により実施可能と定めている契約も存在する一方で、再委託等の禁止は、委託業務の品質管理や、適切な契約金額設定にも資する（中間業者を入れない事で、適切な金額で受注委託できる）重要な決まりである。令和3年度以降は再委託の調査について留意されているとのことであるが、緑地協会においては、必要業務が契約に則り適切に履行されるよう、引き続き入札時や契約時において注意を払うことが望まれる。	都市局 みどり公園 推進部 都市公園課		済 (令和4年9月)	指摘事項に関しては、令和3年度以降、契約業者が契約に則り適切に業務を履行できるよう適宜指導や現場確認を実施しており、措置済みである。 なお、与野都市開発株式会社に対しては、事実確認を実施し、令和3年度より同業務については、指名しない措置を行った。
P41	指摘 事項	物品管理につい て	緑地協会では、物品会計規則に準じた備品台帳の調査業務の依頼をさいたま市より毎年無償で受けており、さいたま市所有・管理の資産についても現物調査を実施しているが、敷地内の資産（チェーンソー）については、さいたま市台帳に掲載がなかったことから報告対象外資産となっていた。 必要備品の承認時においても網羅的な資産管理ができていなければ不要なものを購入してしまう可能性もある。 1年に一度実施されている現物調査の際には、実在性だけでなく網羅的な確認を実施し、保有資産の適切な把握が望まれ、不良品等の今後使用できない資産については適切な処分をすることが必要である。 また緑地協会では、さいたま市からの備品台帳調査作業依頼時にあわせて緑地協会所有資産の現物調査も実施しているとのことであるが、固定資産の現物調査に関する規程が定められていない。重要な管理行為であることから、規程の整備が望まれる。	都市局 みどり公園 推進部 都市公園課		済 (令和5年3月)	指摘事項に関しては、適正な資産管理を行うため、令和5年1月までにすべての備品と備品台帳の突合が完了し、敷地内の資産（チェーンソー）は、破損があり使用できない状態のまま保管されていたため、令和3年12月に適切に処分を行った。 なお、備品の現物調査に関しては、平成31年1月から、市の担当者と書面で確認しながら実施し、不良品等の今後使用できない資産については、その旨がわかるよう表示するなどして管理しており措置済みである。 また、固定資産管理規程については、緑地協会の保有する固定資産の数が少なく、減価償却の管理も容易な物品がほとんどであり、固定資産台帳と会計基準、更に顧問税理士の台帳でも管理しているため措置を講じないこととする。今後、固定資産の数が増加した際など、必要に応じて整備を図る。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P42	指摘 事項	時間外管理簿への押印漏れについて	時間外労働には事前・事後の上長承認・確認を要するが、サンプルで時間外・休日勤務命令簿（様式8）を確認したところ、事後の所属長確認印がないものがあり、事後確認のないまま時間外勤務が容認されている状況であった。 要領に従い押印を漏れなく実施することが必要である。 なお、必ずしも必要のない押印行為を省力化する昨今の流れに応じて、様式の変更の可否についても検討されたい。	都市局 みどり公園 推進部 都市公園課		済 （令和5年3月）	指摘事項に関しては、令和3年11月に適正な事務執行の確保について周知徹底を行い措置済みである。 また、押印の省略については、令和4年10月に対応方針を決定し、時間外・休日勤務命令簿等の押印を省略することとした。令和5年2月に、要綱・要領を改正し、令和5年4月から施行することとした。
P43	意見	随意契約理由について	随意契約を行う際には、業者選定委員会により、その妥当性の承認を受ける必要があるが、随意契約とした理由については、業者選定委員会において口頭説明のみとなっており、文書により残されていない。 このような取り扱いは、委員会設置要綱5条3項に定める「委員会の会議は、非公開とする」を根拠としたものである。しかし、当該定めは業者選定委員会の協議内容を一般にしない事を定めたものにすぎず、法人内における協議内容の記録を妨げるものではないことから不適切な解釈であると考えられる。契約手続の適正性を担保するためには、随意契約とした理由を文書により作成・保存しておくことが不可欠であることから、随意契約理由を文書として記録しておくことが求められる。	都市戦略本部 行財政改革 推進部		済 （令和4年9月）	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。
P43	意見	随意契約理由について	随意契約を行う際には、業者選定委員会により、その妥当性の承認を受ける必要があるが、随意契約とした理由については、業者選定委員会において口頭説明のみとなっており、文書により残されていない。 このような取り扱いは、委員会設置要綱5条3項に定める「委員会の会議は、非公開とする」を根拠としたものである。しかし、当該定めは業者選定委員会の協議内容を一般にしない事を定めたものにすぎず、法人内における協議内容の記録を妨げるものではないことから不適切な解釈であると考えられる。契約手続の適正性を担保するためには、随意契約とした理由を文書により作成・保存しておくことが不可欠であることから、随意契約理由を文書として記録しておくことが求められる。	都市局 みどり公園 推進部 都市公園課		済 （令和4年9月）	意見に基づき、令和4年2月から随意契約を行う際は、随意契約理由を文書により作成・保存し、契約手続の適正性を担保しており、措置済みである。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P43	意見	理事会の開催方法について	書面決議自体は適切に進められており、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、人流を抑える必要があったことは認められるが、理事長や常務理事など主要な役員が変更になっている中で少なくとも1年半にもわたり直接のコミュニケーションなく、書面決議のみでの開催しか実施していないことは適切なガバナンスが機能しているかどうか評価できない状況にあると言える。 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督する重要な機関であり、適切な法人の運営がなされるために、オンライン会議や密を回避するための会場の確保等により、理事会において活発な議論がなされることを期待する。	都市局 みどり公園 推進部 都市公園課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、理事会の開催にあたってオンライン会議や密を回避するための会場の確保等による開催も検討することとし、令和4年3月には、オンライン会議を実施しており、措置済みである。
P49	指摘事項	物品管理について	現地にて実査を行った結果、物品の整理番号のついたラベルが添付されていないことや備品を廃棄したものが物品台帳に反映されていない等を見つけた。 管理番号A-1-17のタイプ机については取得が昭和58年と期間が相当経過していることから、物品管理について廃棄があった際に台帳の反映や後任者へ引継ぎ等を含めて適切な物品管理を行う必要がある。また備品票の貼り付けがなされていないことについて物品台帳と現物の管理の整合性について管理者が定期的に確認を実施し、適切な物品管理を行う体制を整えることが必要となる。 なお、過去の市の包括外部監査の同様のテーマにて包括外部監査を実施した際にも、物品台帳への指摘がなされており、今後も物品台帳の改善を図る必要がある。	都市局まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和3年11月に全ての物品について物品台帳との突合を行い、物品台帳への反映漏れの是正及びラベルの貼付誤りや貼付漏れを是正しており、措置済みである。 なお、適切な物品管理を行うため、令和4年4月から内部監査を実施し、物品管理台帳の管理を適正に行っている。
P50	意見	給与計算について	都市整備公社では、毎月の給与計算の管理において、エクセルを利用した計算と給与計算システムによる自動計算の2つの方法で常時計算が行われている。エクセルを利用した計算とシステムによる自動計算との両方を行うことで、給与計算の正確性の確保を目的に行われているが、一方で、「令和3年度さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する取組計画」の中で効率的・効果的な事業運営が求められている。 一般的には給与計算システムによる計算は基礎データの入力や設定が正しく行われていれば、適切に計算が行われることが想定されており、現状の毎月2つの方法で計算を行い、一致を確認する作業は効率性を阻害するものと考えられる。また、不一致となるケースとして時間外勤務に対する計算の誤りが挙げられたものの、2つの方法で計算することで対応するのではなく、給与計算の基礎データが正確に給与計算システムに反映される業務フローを検討することが求められる。	都市局まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、効率的・効果的な運用を行うため、毎月の給与計算の管理については給与計算システムによる管理に統一することとした。 また、令和4年1月に業務フローの見直しを行い、給与計算の基礎データが正確に反映されているかについて、複数人で確認すること、と是正し正確性も確保しており、措置済みである。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P51	意見	理事会の開催方法について	都市整備公社の理事会は、一般財団法人として法的に必要な年2回開催されているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度及び令和3年度の往査時点まで、全て書面開催にて行われている。書面決議自体は法的に認められており、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、人流を抑える必要があったことは認められるが、令和2年度に理事長が変更になっている中で少なくとも1年半にもわたり対面（オンライン会議含む）での理事会が開催されていないことは適切なガバナンスが機能しているかどうか評価できない状況にあると言える。なお、法人としても課題は認識し、2021年11月以降開催予定の理事会は、オンライン会議を開催できる準備を進めている。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、テナントの入替や駐車場の急激な利用率の低下など経営に重要な事象が発生しているが、開催頻度も株式会社のように3か月に1回以上の開催が法的に求められていないことから、理事会においてタイムリーに個別の職務執行の報告はなされていない。 都市整備公社の主要な事業は収益事業であり、経営環境の変化に適切に対応できているか、理事会においても適時適切に活発な議論がなされることを期待する。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、令和3年11月にオンラインで臨時理事会を開催し、職務執行状況の報告を行った。 今後も、オンライン会議を活用するなどして理事会を開催し、適切なガバナンスの確保及び適時適切な議論を行うこととしており、措置済みである。
P51	意見	中期経営計画について	都市整備公社では定期的に中期経営計画を策定しており、これまでに2013年（平成25年）に「Cプラン2017」、2017年（平成29年）に「C2プラン2020」を、直近では2021年（令和3年）3月に「中期経営計画2021-2024プラン2024」を策定し、3月の理事会で報告を行っている。 これまではPDCAサイクルを有効に機能させるための、「C」に当たる、理事会による定期的なモニタリングは実施されていないとのことであった。今後は、2021-2024の中期経営計画に記載のあるとおり、「C」を実施し、より実効性を持った運用を行う必要がある。なお、策定時に理事会へ報告していることから、報告について理事長及び常務理事に対してだけでなく、理事会にて定期的に報告を行うことが望ましいと考える。 現在オンラインでの理事会開催の体制が整備されており、今後はより一層機動的な運用が目標達成のために重要となる。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、中期経営計画について、PDCAサイクルを有効に機能させるため、令和4年度から理事会において定期的なモニタリングの実施及び報告を行うこととしており、措置済みである。
P52	意見	修繕積立金について	直近の都市整備公社の長期修繕計画では、2047年（令和29年）に解体することを前提に積立金額を算定しており、令和3年度以降、定期的な修繕を含めて累計で、30億円程度の支出を予定している。 一方で積立金規則では2039年（令和21年）までの支出見込を元に積立額を算定していることから、中長期修繕計画の支出累計金額と乖離が生じている。長期修繕計画は、策定途中であるものの、今後長期修繕計画とそれに伴う修繕積立金規則を整合していく必要がある。修繕積立金は今後も建物を利用するにあたって留保すべき金額であり、根拠となるべき長期修繕計画を速やかに策定し、それに基づいた修繕積立金規則に改正するべきである。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 (令和5年3月)	意見に基づき、長期修繕計画を令和5年3月に策定するとともに、理事会において決議され修繕積立金規則の改正を同月に施行した。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P59	意見	随意契約見積り書類について	与野都市開発では、令和2年度に、外壁タイル修繕追加工事の工事請負契約を業者と結んでいるが、既に実施されている修繕工事の追加工事であることから同業者との随意契約としている。 既に開始し進行中である工事に対する追加工事であるため、現契約業者との追加契約をすることが経済的にも合理的で作業効率も良いと判断し、契約規程第3条（1）より随意契約としている点に問題はないといえる。 一方で、追加工事の見積り書類の内容を確認したところ、その見積り内容に不明瞭な点があり、見積金額の適切性を客観性に確認することができなかった。 随意契約を実施する場合にも当然に見積り内容の精査は必要であり、契約内容を明確にして見積金額の適切性を確保することが必要である。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。
P59	意見	随意契約見積り書類について	与野都市開発では、令和2年度に、外壁タイル修繕追加工事の工事請負契約を業者と結んでいるが、既に実施されている修繕工事の追加工事であることから同業者との随意契約としている。 既に開始し進行中である工事に対する追加工事であるため、現契約業者との追加契約をすることが経済的にも合理的で作業効率も良いと判断し、契約規程第3条（1）より随意契約としている点に問題はないといえる。 一方で、追加工事の見積り書類の内容を確認したところ、その見積り内容に不明瞭な点があり、見積金額の適切性を客観性に確認することができなかった。 随意契約を実施する場合にも当然に見積り内容の精査は必要であり、契約内容を明確にして見積金額の適切性を確保することが必要である。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、令和4年4月から見積り内容の精査を徹底し、見積金額の適切性を確保している。 また、見積金額が適切であるか客観的に確認するための点検表を作成し、令和4年7月から運用を開始しており、措置済みである。
P59	意見	賃料収入の見直しについて	与野都市開発では、アルーサB館の一部を平成9年より事業会社に賃貸しているが、一部の賃貸借契約において、建物賃貸収入金額の妥当性の検討がされないまま、結果として賃料が25年間同額の状況となっている。 過去の当該賃貸料の検討状況を確認したところ、契約先との討議や社内での検討資料も残されていない状況で、明確な検討がなされていない状況である。 立地条件が良いことから、営利企業としてあるべき賃料を請求すべく定期的な見直し・交渉をおこなう必要がある。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和5年3月)	令和4年上期において、会社独自に賃料相場等の調査を行い、下期には専門業者による鑑定評価を行う事で、適正な賃料の見直しを行った。その結果を踏まえ、令和5年1月に契約先との交渉に着手した。 今後も、必要に応じて定期的な見直し・交渉を行うこととした。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P60	指摘 事項	受託業務に係る 再委託について	与野都市開発では、令和2年4月1日から令和3年3月31日を履行期間とした与野本町駅東口四季のみち管理業務を、さいたま市の外郭団体である緑地協会から受託している。 当該受託業務は4社での入札（見積）を経て契約されたもので、契約手続に公平性・客観性はあるが、落札をした受託業務について、与野都市開発において、別の下請け業者へ再委託をしている状況であった。 業務委託契約基準約款上、再委託等は禁止されていることから、契約に反している状況である。 入札（見積）時の緑地協会への提出資料において、現場責任者を与野都市開発社員としていることから、現場責任者が社員であるとして、再委託には該当しないとの解釈であるとのことであった。 しかし、緑地協会と締結した受託業務と同内容で下請け業者と業務委託契約を結んでいること、下請け業者に業務完了報告書を求めている状況から、与野都市開発が主導で当該事業を実施しているとの解釈は客観的にみて難しく、再委託の外観を呈している。 上記の再委託状況は、業務委託契約基準約款に反するため、緑地協会へ報告を要するところ緑地協会への報告はされていなかった。 入札時の適切な情報提供と、契約・約款内容の事前確認を実施し、契約・約款を順守したうえで受託業務を適切に遂行できるよう留意することが必要である。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。
P60	指摘 事項	受託業務に係る 再委託について	与野都市開発では、令和2年4月1日から令和3年3月31日を履行期間とした与野本町駅東口四季のみち管理業務を、さいたま市の外郭団体である緑地協会から受託している。 当該受託業務は4社での入札（見積）を経て契約されたもので、契約手続に公平性・客観性はあるが、落札をした受託業務について、与野都市開発において、別の下請け業者へ再委託をしている状況であった。 業務委託契約基準約款上、再委託等は禁止されていることから、契約に反している状況である。 入札（見積）時の緑地協会への提出資料において、現場責任者を与野都市開発社員としていることから、現場責任者が社員であるとして、再委託には該当しないとの解釈であるとのことであった。 しかし、緑地協会と締結した受託業務と同内容で下請け業者と業務委託契約を結んでいること、下請け業者に業務完了報告書を求めている状況から、与野都市開発が主導で当該事業を実施しているとの解釈は客観的にみて難しく、再委託の外観を呈している。 上記の再委託状況は、業務委託契約基準約款に反するため、緑地協会へ報告を要するところ緑地協会への報告はされていなかった。 入札時の適切な情報提供と、契約・約款内容の事前確認を実施し、契約・約款を順守したうえで受託業務を適切に遂行できるよう留意することが必要である。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和3年1月に、受託業務における再委託に係る点検を実施し、委託元への報告等適切な措置を講じた。 また、契約手続において適正な事務執行を確保するため再委託に係る報告等についての点検を行う事としており、措置済みである。 なお、令和3年度以降、当該業務は受託していない。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P61	指摘 事項	賞与引当金について（規程の管理）	令和3年3月期の賞与引当金計上にあたっては、規程と異なる方法で算定されている。 給与規程と今回の賞与引当金計上にあたっての算定方法が異なるのは、規程の更新が遅延したことによるものと回答があった。今後、規程の変更があった場合には適時に規程変更を行い、規程に従った処理を行う必要がある。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 （令和4年9月）	指摘事項に基づき、給与規程を改定し、令和4年6月1日に施行しており措置済みである。今後、規程の更新等の際は、適時に規程変更を行い、規程に従った適切な事務処理を行う。
P61	指摘 事項	固定資産の実査について	与野都市開発の会計規程及び固定資産管理規程（以下「規程」という。）には有形固定資産の実査実施の記載がなく、定期的な有形固定資産の実査を実施していない。 定期的に固定資産台帳に記載された固定資産と現物との突合を行い、固定資産台帳に計上されている資産が存在し、会社の所有等であることを確認することが必要となる。この中で、固定資産台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には資産除却手続を行う必要がある。また、所有等する固定資産の現物確認にあたり、固定資産の現物が存在するものの固定資産台帳に記載がない場合は、固定資産台帳に新たに記載・登録する必要がある。 規程の変更、定期的な実査の実施が求められる。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 （令和5年3月）	令和4年度上期において、備品を含む固定資産の実査等に係る規程を整備し、令和4年10月から施行した。今後は、定期的の実査を行い、適正に管理することとした。 なお、令和5年3月に固定資産台帳に記載された固定資産と現物との突合を行い、固定資産台帳への登録を完了させた。
P62	指摘 事項	システムのIDの棚卸について	与野都市開発は会計及び給与計算についてそれぞれシステムを利用しており、システムの利用にあたっては各人にID及びパスワードを付与している。 IDの一覧を閲覧したところ、退職者が利用していたと思われる現在は利用していないIDが発見された。一般的に情報セキュリティでは、ユーザID管理やログ管理といった、プログラム、データ等の情報資源へのアクセスを制限するためにアクセス権限の定期的な見直しが必要となる。 定期的な見直しが機能しない場合、不正な操作が行われるリスクが生じることになる。 付与された者が退職した場合に不要となったIDの削除、定期的なIDの棚卸を実施していないことが要因であり、システム管理規程等にて、退職時の手続においてIDの削除を確認すること、定期的な棚卸を実施することを定める必要がある。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 （令和5年3月）	令和5年1月にシステム管理に係る規程を整備し、令和5年4月から施行した。今後は、不要となったIDの削除や定期的なIDの棚卸等、アクセス権限の定期的な見直しを行い、適正に管理することとした。 なお、令和5年2月に不要となったIDの削除や棚卸を実施した。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P67	意見	北浦和ターミナルビル地下駐車場の管理運営方法について	北浦和駐車場の運営管理を、駐車場が所在するビル管理会社である北浦和TBが直接担っていないため、駐車場の収容台数の一部をビルテナント利用者に確保しているにもかかわらず、ビルテナントの賃料に駐車場に係るコストを適正に織り込むことが難しい状況となっている。また、近隣商店街利用者への駐車場利用促進を含む収益率向上のための取組においても、普段より地域との交流のある北浦和TBがもつ情報を活用し連携することで駐車場利用促進を図ることが望ましいと考えられる。 管理対象ビル内の地下駐車場であるにもかかわらず、財政状況の理由により他の外郭団体が管理している現状では、一つのビルに係る費用と収益を分断した管理体制となってしまう。ビル全体としての適正な利益管理を阻害している状況であるため、管理運営主体の見直しを含めた、管理運営方法の見直しが望まれる。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和5年3月)	地下駐車場の管理運営方法について、各関係機関及び調査機関と検討・協議を重ねた結果、市への駐車場の管理費負担を生じさせないため、現状の管理体制において運営することとした。 なお、駐車場利用促進や収益率向上のため、関係機関と継続して連携を図ることが重要であることから、カルタスホールや駐車場をはじめとする北浦和ターミナルビル全体の管理体制や運営方法等についても、継続して検証を行うとともに必要に応じて見直しを行うこととした。
P69	指摘事項	随意契約理由について	消防用設備点検契約において会計規則に反した契約が実施されている状況である。 消防用設備点検業務は、ビル利用者のみでなく周辺住民の生活保全に密接に関連し欠かすことのできない業務であり、確実な業務遂行ができることが契約上必要であることから、対象業者が一定程度限られる点は理解できる。一方で、自動更新契約先の業者でなければならない理由はないことから、規則に従い2社以上から見積書を徴すなど公平公正でより効果の高い業務提供先との契約を実施するため業者間での競争原理をはたかせることが必要である。 よって会計規則に準じた契約締結を実施する必要がある。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。
P69	指摘事項	随意契約理由について	消防用設備点検契約において会計規則に反した契約が実施されている状況である。 消防用設備点検業務は、ビル利用者のみでなく周辺住民の生活保全に密接に関連し欠かすことのできない業務であり、確実な業務遂行ができることが契約上必要であることから、対象業者が一定程度限られる点は理解できる。一方で、自動更新契約先の業者でなければならない理由はないことから、規則に従い2社以上から見積書を徴すなど公平公正でより効果の高い業務提供先との契約を実施するため業者間での競争原理をはたかせることが必要である。 よって会計規則に準じた契約締結を実施する必要がある。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和4年1月に会計規則に準じた契約締結を実施するよう周知し、意識の徹底を図っており、措置済みである。 なお、令和4年3月に実施した令和4年度の委託業者選定においては、複数社から見積書を徴するなど会計規則に準じた契約締結を実施した。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P69	意見	テナントの賃料の妥当性について	北浦和TBの1、2階フロアは店舗として利用されており、都市型スーパーマーケットが入居している。当該テナントとの契約においては、令和3年に北浦和TBがコンサルタントに依頼して調査したところ1坪当たりの鑑定賃料を相当程度下回る金額で契約していることが判明している。契約締結当時から、3年ごとに契約更新をしてきたものの、適正な賃料の検討がなされておらず、平成24年には震災による景気減退・消費低迷を理由にテナントの求めに応じて3%値下げがなされ、現在も値下げ後の金額で契約がなされている。 当該賃料水準は、北浦和TB建設時に現在のテナントを誘致することによる北浦和地域の発展・活性化のため低額の賃料としたものであると推測されるが、当時の意思決定資料は残っておらず、その根拠は不明確である。また、このような賃料水準を維持する合理的根拠や、当該テナントの入居により当初期待・想定した効果が得られているかの検討は行われていない。 北浦和TBの損益計算書では、每期200万円程度の利益を計上している。しかし、不採算事業である駐車場運営は都市整備公社に委譲している他、市から3階フロア（年間2千万円相当）を無償で借り受けており、不採算事業の委譲や無償借受などの間接的援助を受けることで、事実上、赤字を市が負担している状態にある。北浦和TBに求められる本来の役割は北浦和ターミナルビル全体を管理・運営した上で、自立運営することであり、このような北浦和TBの実質的な財政状態を鑑みるとコンサルタントにおける賃借料鑑定額を踏まえ、賃借料の増額について積極的に取り組む必要がある。 次回の契約更新の際には適切な契約額とすべく、適切な契約交渉を行い、適正な水準の賃料を確保することで、北浦和TBの財政状態の改善を図り、獲得した収益を公益事業に充当する流れを確立することが求められる。また、賃料交渉の経過と意思決定の過程を記録として保存しておくことが望まれる。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、賃料については、令和3年度にコンサルタントが実施した調査の結果及び意見を踏まえ、適正な賃料の検討を行ったうえで賃借料交渉を行った結果、令和4年2月の契約更新は賃借料3%の増額で契約締結した。 また、賃料交渉の経過と意思決定の過程については、記録を作成し、商業床組合臨時総会及び取締役会にて報告を行い措置済みである。 なお、令和7年の契約見直しの際にも、適切な契約額とすべく、契約時点における適正な賃料の検討や適切な契約交渉に臨む考えである。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P70	指摘 事項	賃貸物件の利用 率について	北浦和TBが管理しているカルタスホール会議室の直近2年間の利用率は、さいたま市文化振興事業団が運営受託している近隣の浦和コミュニティセンターと比較しても低くなっている。カルタスホール会議室は、公共的な役割を期待して設置された施設であり、現時点でさいたま市からの賃借料の免除を受けている中、高い空室率を放置することには問題がある。また、過去の市の包括外部監査の同様のテーマにて包括外部監査を実施した際にも、空室率が平均して35%となっており、積極的な対策を実施する点指摘されているにもかかわらず、改善が進んでいない。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して会議室の利用が低下しているものの、浦和コミュニティセンターの稼働率を踏まえると依然として改善の余地がある。 現在実施している自社でのイベントの企画をさらに推進するほか、利用率の高い近隣のコミュニティセンターからの利用者の誘導なども実施し、利用率の改善を図るとともに賃借料を払えるよう利用料収入の最大化に向けての取り組みの推進が求められる。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 (令和5年3月)	会議室利用者を対象としたアンケート調査を実施したところ、12名程度が利用できる会議室のニーズが高かったため、無料で開放している「CAFE2002」を令和5年2月末日に閉鎖し、ニーズに対応した規模の有料会議室に改修することで稼働率の向上及び利用料収入の増加に努めていくこととした。 また、会議室利用率を向上させるため、インターネット予約システムの導入を検討している。 なお、利用料収入の最大化については、利用者の拡大等で利用率の改善を図るとともに、「料金体系」の見直しを行う等、引き続き取り組んでいくこととした。
P77	指摘 事項	随意契約理由に ついて	契約金額が多額となる委託契約における明確な理由のない随意契約締結は、限りある財源を用いた公平公正でより効果の高い業務提供先との契約を実施するための業者間競争の機会を奪うこととなり望ましくない。 契約事務規程は、令和3年7月に制定されたものであるため、令和2年度時点では規程違反とはならないが、今後は契約事務規程に準じた契約締結を実施する必要がある。	都市戦略本 部 行財政改革 推進部		済 (令和4年9月)	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。
P77	指摘 事項	随意契約理由に ついて	契約金額が多額となる委託契約における明確な理由のない随意契約締結は、限りある財源を用いた公平公正でより効果の高い業務提供先との契約を実施するための業者間競争の機会を奪うこととなり望ましくない。 契約事務規程は、令和3年7月に制定されたものであるため、令和2年度時点では規程違反とはならないが、今後は契約事務規程に準じた契約締結を実施する必要がある。	都市局 まちづくり 推進部 まちづくり 総務課		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和3年7月に契約事務規程を制定し、以後契約事務規程に準じた契約締結を実施する等、適正な事務執行の確保をしており、措置済みである。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P78	指摘 事項	随意契約方法について	ビル植栽管理業務の委託契約について、随意契約の金額条件を満たす契約であることから随意契約実施自体は問題がない。しかし関連証憑を確認したところ20年超の間、他業者に見積もりを取る等の検討を実施することなく自動更新契約がされている点において、契約事務規程第9条2項と第10条に反した契約が実施されている状況である。 規程に従い2社以上から見積書を徴すなど契約事務規程に準じた契約締結を実施する必要がある。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	指摘事項等については、令和4年3月に全外郭団体（15団体）の所管課へ速やかに改善を行うように依頼した。 4月に指摘事項等の対象となった団体に、個別にヒアリングを行い、指摘事項等が発生した要因とその対応状況について確認した。ヒアリングの結果を踏まえ、全外郭団体の所管課へ、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務執行の確保等について対応を依頼した。 併せて、例年開催している外郭団体への説明会においても、適正な事務執行の確保等について周知を行った。
P78	指摘 事項	随意契約方法について	ビル植栽管理業務の委託契約について、随意契約の金額条件を満たす契約であることから随意契約実施自体は問題がない。しかし関連証憑を確認したところ20年超の間、他業者に見積もりを取る等の検討を実施することなく自動更新契約がされている点において、契約事務規程第9条2項と第10条に反した契約が実施されている状況である。 規程に従い2社以上から見積書を徴すなど契約事務規程に準じた契約締結を実施する必要がある。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和3年7月に契約事務規程を制定し、以後契約事務規程に準じた契約締結を実施する等、適正な事務執行の確保をしており、措置済みである。 なお、契約事務規程は、令和3年7月に制定されたものであるため、令和2年度時点では規程違反とはならない。
P78	意見	プロジェクト別損益管理について	現状、それぞれのプロジェクト単位での損益管理ができない状況にある。今後事業再生のフェーズからの移行に向けて、損益状況を詳細に把握する必要がある。 また、与野都市開発、北浦和TB、都市整備公社等の他団体では実施しており、比較可能性の確保の観点からも必要となる。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、令和2年度決算からプロジェクト単位での損益管理を実施し、措置済みである。
P78	意見	修繕計画について	平成17年以降に修繕計画の見直しを実施しておらず、今後の必要な資金が現状把握できない状況にある。令和3年、4年において修繕計画を策定する計画となっているが、その後も環境変化に合わせ、定期的に計画の見直しを行っていく必要がある。また、修繕積立については管理組合にて積立を行っているが、当初の家賃に一定の比率を乗じたものであり、修繕計画の見直しによって現時点での積立の修正計画が必要になる可能性もある。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、令和4年1月から修繕計画の見直しに着手し、令和4年7月に修繕計画を策定しており、措置済みである。以後、環境変化等に合わせ、定期的に計画の見直しを図っていく。 なお、修繕計画の見直しにより、修繕積立の計画に修正等が発生した場合は、適切に対応する。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P83	意見	組合別工数管理について	通常、ソフトウェア開発やコンサルティングのようなプロジェクト型の事業を営んでいる組織においては、各プロジェクトの収益性の把握のために、それぞれの作業工程でどの程度の原価が発生しているのかを把握することが重要である。区画整理協会において、従来は安定的な収入を確保できていたことから組合単位での採算を評価検討する必要性が乏しかったが、今後、取り扱う事業が増加する予定はなく、管理する組合の数が徐々に減少し、組合受託料収入の減少が見込まれる。そのため適切な人員計画を策定するためにも事業の作業工程毎の必要な業務量（作業工数）の把握が必要と考えられる。また、作業工程別の工数を把握することで、効率的な人員配置ができて、その結果人件費が削減できる。 そのため、各人員のタイムチャージを含めた工数管理が必要となる。現状の所管課においては進捗に重点をおいた管理が行われているものの、業務量を含めたより定量的な観点からの管理が必要となる。 各作業工程においてどれだけ工数がかかるのか分かれば、現在の各区画の土地整理組合へ一律の計算式にて請求している組合委託費の見直しにもつながり、市として各組合への補助金の額の見直しにもつながるものとも考えられる。	都市局 まちづくり 推進部 区画整理支 援課		済 (令和5年3月)	区画整理協会の課長以上が集まる全体会議において、工数管理の仕組みについて検討を行った。しかし、区画整理事業の進捗については、権利者等との交渉次第で事業進捗が全く異なってしまうため、計画時点で組合ごとの業務に係る客観的な作業時間の把握が難しいとの結論に至った。 そこで、各組合の3ヶ年の事業計画から事業費を推計し、事業費から業務量を把握することで必要な人員の配置を行い、当該全体会議において定期的に業務進捗管理を行うとともに、次年度予算要望時に次年度の事業計画の見直し及び今年度の業務量の振り返りを行い、次年度の人員配置を検討するという形で工数管理を行っていくこととした。
P84	意見	リモート勤務環境の整備について	区画整理協会では現在、職種によらず全ての職員が事務所内でのみPC業務が可能な状況でリモート環境が整っていない。そのため、現場での業務に使用する資料は全て事務所において印刷をして持参使用し、また現場業務に関する報告や残事務業務のため、外出先より都度事務所に移動をしている状況である。 この状況では、現場業務の前後に事務所に移動する必要性が生じ、各現場での業務の隙間時間を他の業務に充てることも難しい。また、紙資料を持参することは土地区画整理に係る情報の紛失リスクも高いといえる。 しかし上記問題点は、リモート環境を整えることにより改善できる。職員のリモート勤務環境整備は、現場業務前後の事務作業を目的とした事務所への移動時間削減、外出先での空き時間の有効活用に資する。また、これらの各職員の時間有効活用による効率的な業務運営により区画整理協会の必要人員削減も見込まれ、人手不足の解消や、近年取組んでいる残業時間の削減、有事の際の在宅作業の環境整備にも資する。さらに、重要情報の紙資料紛失リスク防止や印刷物削減による環境負荷軽減、コスト削減も可能である。 リモート勤務環境の整備については、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として検討したが、初期投資コストが一定程度かかることを理由に検討が止まっている状況である。しかし区画整理協会の業務内容を鑑みれば、リモート環境整備による効果は大きいと想定されるため、初期投資の負担だけではなく長期的な効果を考慮し、情報セキュリティ対策を施したうえでリモート環境整備の検討をされることが望まれる。	都市局 まちづくり 推進部 区画整理支 援課		済 (令和5年3月)	リモート環境の整備について、職員や受託組合の役員にヒアリングを行い、それぞれのヒアリングにおいて活用方法、導入にあたってのメリット、デメリットの整理や活用する上でのルールなどの検討を行った。 ヒアリングの結果から、活用方法、セキュリティ対策、管理体制などを含めたリモート環境整備に課題が残ることが改めて確認できた。リモート環境整備については、技術革新などを含め今後とも状況が変わることが想定されるため、引き続き検討を行っていくこととした。 なお、移動時間の削減や隙間時間の有効利用等については、交渉や現場の日程調整を管理し、時間の効率化を行うことで併せて推進していくこととした。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P86	指摘 事項	物品管理について	現物確認の結果、測量機の資産管理ラベルの貼付漏れが発見され、プロジェクターについては取得年月日の整合する現物は確認できたものの資産管理番号が採番されていないため確実な照合が難しい状況であった。 また、平成18年度の包括外部監査において指摘を受けていた現物確認の実施状況と、所有責任・管理責任の区分明確化の状況について確認を実施したところ、所有責任・管理責任の区分整理はされていたが、直近1年以上網羅的な現物確認の実施ができていない状況であった。 一般財団法人さいたま市土地区画整理協会固定資産及び消耗什器備品管理要領より、固定資産には資産コード・番号を採番すること、工具器具備品及び消耗什器備品の現物には資産管理ラベルを貼付する管理が規定されている。これは、現物確認時の確実な照合確認のためとともに管理時の効率化や私的利用の抑制にも資する。 また、定期的な現物確認の実施は、各種台帳に計上されている資産の実在性が確認できるとともに、資産の保管状況確認のため重要である。台帳に記載されている資産のうち現物が存在しない資産については適切に除却手続を行う必要があり、固定資産の現物が存在しながら台帳に記載がない場合は、所有・管理責任の所在を明らかにし固定資産台帳に適切に登録する必要が生じる。 これらの理由より、定められている各種管理要領は確実に順守されるよう管理の徹底が必要である。	都市局 まちづくり 推進部 区画整理支 援課		済 (令和4年9月)	指摘事項に基づき、令和4年3月に現物確認を実施して台帳との照合確認を行い、固定資産及び消耗什器備品台帳を精査しており措置済みである。 今後は、毎年度末に現物確認を実施して管理の徹底を行い、各種管理要領を確実に順守する。
P86	意見	理事会の開催方法について	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、区画整理協会の理事会は令和2年度及び令和3年8月の往査時点まで、全て書面開催にて行われている。 書面決議自体は法的に認められており、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、人流を抑える必要があったことは認められるが、理事長や副理事長をはじめ、令和2年と3年で役員12名中5名が新たに就任している中で、1年半以上にもわたり直接議論がなされていないことは適切なガバナンスが機能しているかどうか評価できない状況にあると言える。 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督する重要な機関であり、適切な法人の運営がなされるために、オンライン会議や密を回避するための会場の確保等により、理事会において活発な議論がなされることを期待する。	都市局 まちづくり 推進部 区画整理支 援課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、令和4年3月の理事会から新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで適切に開催しており、措置済みである。 また、オンライン会議の実施については、オンライン会議開催のための各理事の機器や通信環境等の調査を行うとともに実施に向けた意見聴取を行っており、引き続きオンライン会議の実施について検討する。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P87	意見	組合からの業務委託料入金の遅延について	区画整理協会は、各区画の土地整理組合と個別に業務委託契約を締結しており、売上の大部分を各組合からの事務受託収益に依存している。各組合との受託料は、業務委託契約書において分割請求とされており、業務完了報告書を各組合へ毎月提出し、月次で受託料を各組合から收受することとなっている。 しかし令和2年度においては、毎月業務完了報告書を提出しているにも関わらず、各組合からの支払が3か月に1度と遅延している状況であった。要因を確認したところ、受託料の支払原資の多くを占めるさいたま市から各組合への補助金の支払の遅れによるものであった。 さいたま市から各組合への補助金の支払が遅れている要因は、各組合の業務進捗確認における、区画整理協会の事務作業の遅れ等によるとのことであるが、各組合への支払の遅れは令和3年度の上期も継続している状況であった。同様の状況が続けば、業務上の支出項目の多くが人件費の支払いである区画整理協会の資金繰りや業務の遂行自体に懸念が生じる可能性がある。 土地区画整理事業は地権者との交渉など具体的な成果に即座に直結しない作業も多く、業務進捗状況の確認が難しい点は理解できるが、補助金支払の継続的な遅れは補助先とその取引先への事業継続に影響を及ぼすこともあるため、事務作業のスムーズな進捗が図られるよう関連団体等との密なコミュニケーションをとることが望まれる。	都市局 まちづくり 推進部 区画整理支 援課		済 (令和4年9月)	意見に基づき、事務作業のスムーズな進捗が図られるよう月1回、区画整理協会と区画整理支援課で業務進捗管理会議を開催し、情報共有を行っている。 また、令和4年4月に区画整理協会の業務進捗体制に関する課題の抽出及び整理を行い、進捗状況確認表のフォーマットの改善や区画整理協会内各課において現状チェックを実施している。 そのため、月1回の業務進捗管理会議により、各課の連携が充分に取れていない状況が改善され、情報共有がされており、措置済みである。
P87	意見	役員の選任プロセスについて	区画整理協会はさいたま市の土地区画整理事業を担う重要な機能であり、長期間にわたる事業であることから、行政の継続性を重視し、さいたま市OBが相当数を占め、長期にわたって任命することに一定の合理性があることは理解できる。 一方で、実際の選任のプロセスを確認したところ、非常勤役員は任期の期限がないことから、一度任命すると本人に辞職の意思があるまで任命し続け、後任候補を推薦してもらい、法人としてその適否を評価するプロセスになっているとのことであった。 過去の経緯を理解している役員が多いことは円滑な事業の推進において、有益な点があることはあるものの、一方で経済環境等の変化に対応して、方針転換等を判断しなければならないときには、適切な判断が下せない、新たな視点での変化を行えないといった可能性も否定できないといえる。 今後、事業の縮小が見込まれている環境下にもあり、役員の人数、バックグラウンド、任期など選任プロセスも含めて再度検討する時期にあると考えられる。	都市局 まちづくり 推進部 区画整理支 援課		済 (令和5年3月)	区画整理協会の役員構成については、都市計画事業や会計等の知識経験がある者を選任しており、区画整理協会が円滑に事業を行ううえで適正な人数及び構成となっているため、現状のとおりとする。 また、区画整理事業は長期的な事業であることから、協会運営に長期的に携わっている役員からの事業進捗、経営状況等に関する意見が必要であるため、任期は定めないこととした。 なお、新たな視点での変化や適切な判断が今後も行えるように、長期にわたって任命する役員の人数については、事業の進捗等に応じ、適宜見直していくこととした。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P90	意見	競争性の確保	公園等の施設管理運営業務は、持続可能性を確保しつつ、効率的に実施すべき業務であることは、市の行う多くの事業と同じであり、インフラと同等の安定した住民サービスが必要な領域と位置付けられる。 事業者選定に際して競争性を確保すべきことは必要であるが、過去及び現時点において、1者応募の指定管理区分が存在している。 このような状況の中で、他団体が比較的容易に参入でき、かつ、ある指定管理区分を失ったとしても緑地協会の経営への影響がある程度は吸収できるよう指定管理区分を見直すなど以下の観点などを考慮し、実効性のある競争性の確保に努める必要がある。 ・ 緑地協会以外の民間事業者が公募に参加できる指定管理区分の規模感とする ・ 民間事業者がインセンティブを得やすい有料施設と、得にくい都市公園などの無料の公園にグループを分ける。 ・ 緑地協会が特定の指定管理区分を失ったとしても、例えば次の指定期間までは持続可能性を確保できる規模感とする（指定管理区分の規模が大きければ大きいほど、そのために配置した人員の人件費等の負担が重くのしかかるため） ・ 民間事業者がインセンティブを得にくい無料の小規模公園等を指定管理とすることの必要性を再検討する。	都市局 みどり公園 推進部 都市公園課		済 (令和5年3月)	競争性の確保に向けた取り組みとして、次期指定管理者公募に向け、以下4点の方針でグループ分けを行った。（令和5年度に公募予定） ①スポーツ施設やプール等のグループを新設し、新規参入を促す ②中心市街地にインセンティブを得やすい小規模なグループを新設し、民間事業者の参入を促す ③無料の小規模公園を中心としたグループについては、外郭団体の強みを生かせる安定的な住民サービスの提供を目指す ④大宮公園サッカー場、及び駒場運動公園はJリーグの開催もあるため、スポーツ部局への移管を前提に単独でのグループとする また、無料の小規模公園等を指定管理とすることについては、苦情対応や現場対応を迅速に行う点、行為許可等の権限移譲により市の事務負担軽減が図れる点、キッチンカーの設置など指定管理者の自主事業による公園の利便性向上が期待できる点などを鑑み、必要であると整理した。
P92	意見	今後の事業の方向性について	パークPFI事業は、緑地協会にとって競争にさらされると共に自立のためには有用な事業でもあると考えられる。市にとっても税負担の削減、利用者の満足度の向上、雇用の確保等有益な事業でもあることから、既得権のある一部の利用者・事業者等の反対はあることは理解するものの、積極的に推進していくことを期待する。	都市局 みどり公園 推進部 都市公園課		済 (令和4年9月)	令和4年2月2日に本市初のPark-PFIの公募を開始したところであり、措置済みである。引き続き他公園での検討を進めるとともに、公園利用者に対して丁寧に説明しながら、積極的に推進していく。 また、公園緑地協会も含めた事業者がPark-PFIの公募に積極的に参加するよう公募の周知を図っていく。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P95	意見	4法人が市の外郭団体であることについて	もともと主たるテナント事業主に対する賃料は、各団体とも近隣相場や調査価格に比して割安で賃貸していることや、コロナ禍で事業主が撤退するリスクに絶えずさらされている状況の中で、仮に、市との取引関係や財政的援助が全く得られない状況となれば、将来的に財政状況に負の影響を及ぼすことが想定される。 一方で、市として外郭団体に自立を求めている、そのゴールが、市の財政的援助等に頼らない組織運営が可能な状況になることであれば、ゴールを達成した際には市の外郭団体である必要性は乏しくなると考えられる。現時点で即座に財政的援助を引き上げることを監査人として意図しているものではないが、現況を踏まえ、市の外郭団体として出資を維持することの必要性について、中長期的なビジョンを明確にする必要があるのではないかと考える。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	当該4法人は、これまでの改革によって整理してきた団体のあり方等を引き継ぎ、民営化を目指しており、「外郭団体の更なる健全運営に関する指針」において、経営の自立化及び経営の再建に取り組んでいる団体として位置付けている。 引き続き、当該団体の所管課と連携し、経営の効率化を図る中で、各団体の将来的な民営化を目指していく。
P95	意見	4法人が市の外郭団体であることについて	もともと主たるテナント事業主に対する賃料は、各団体とも近隣相場や調査価格に比して割安で賃貸していることや、コロナ禍で事業主が撤退するリスクに絶えずさらされている状況の中で、仮に、市との取引関係や財政的援助が全く得られない状況となれば、将来的に財政状況に負の影響を及ぼすことが想定される。 一方で、市として外郭団体に自立を求めている、そのゴールが、市の財政的援助等に頼らない組織運営が可能な状況になることであれば、ゴールを達成した際には市の外郭団体である必要性は乏しくなると考えられる。現時点で即座に財政的援助を引き上げることを監査人として意図しているものではないが、現況を踏まえ、市の外郭団体として出資を維持することの必要性について、中長期的なビジョンを明確にする必要があるのではないかと考える。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	意見に関して、4団体については、令和3年から令和6年が取組期間である「さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針」の中で、自主運営に向け、取り組んでいる。 将来的な民営化を目指していくものの、当面は市として出資を維持していくことについては、各団体が市の事業を補完することで市民サービスの向上に寄与するものであるため、必要なものであると考える。
P96	意見	4法人として存在することの意義について	現在、駅前の再開発に関連して設立された、以下の4法人が、市の外郭団体として存在している。 ・一般財団法人さいたま市都市整備公社 ・与野都市開発株式会社 ・北浦和ターミナルビル株式会社 ・岩槻都市振興株式会社 個社として存続することの意義をすべて否定するものではないが、市の財政的援助の有無、4法人の取引関係、事業計画の作成方針、会計処理方針等について、比較検討を行ったところ、法人格が4つあることの必要性に疑問を感じる状況を識別した。 4法人は類似の事業を実施しているにもかかわらず、合併前の旧市の設立法人であることの名残を継承し、立地が異なるごとに法人格が異なっている現状であるが、法人格の集約について検討の余地がある状況にあると考える。4つの法人運営よりもより効率性や規模の経済が働くべき組織のありかたを研究する必要があると考える。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	意見を踏まえて、4法人の統合について、団体の健全運営を図る上での一つの選択肢として、メリット・デメリットを整理し、慎重に検討を進めていく。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P96	意見	4法人として存在することの意義について	現在、駅前の再開発に関連して設立された、以下の4法人が、市の外郭団体として存在している。 ・一般財団法人さいたま市都市整備公社 ・与野都市開発株式会社 ・北浦和ターミナルビル株式会社 ・岩槻都市振興株式会社 個社として存続することの意義をすべて否定するものではないが、市の財政的援助の有無、4法人の取引関係、事業計画の作成方針、会計処理方針等について、比較検討を行ったところ、法人格が4つあることの必要性に疑問を感じる状況を識別した。 4法人は類似の事業を実施しているにもかかわらず、合併前の旧市の設立法人であることの名残を継承し、立地が異なるごとに法人格が異なっている現状であるが、法人格の集約について検討の余地がある状況にあると考える。4つの法人運営よりもより効率性や規模の経済が働くべき組織のありかたを研究する必要があると考える。	都市局まちづくり推進部まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	意見を踏まえて、4法人の統合について団体の健全運営を図る上での一つの選択肢として、メリット・デメリットを整理し、行財政改革推進部と慎重に検討を進めていく。
P99	意見	2法人として存在することの意義について	現在、スポーツに関連して設立された、以下の2法人が、市の外郭団体として存在している。 ・公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。） ・一般社団法人さいたまスポーツコミッション（以下「スポーツコミッション」という。） 個社として存続することの意義を否定するものではないが、2法人の設立目的や事業目的について、比較検討を行ったところ、各法人の主たる事業領域は明確であるものの、一部の事業内容には解釈により幅が認められることから、実施している事業や取り組むべき方向性について、スポーツ協会とスポーツコミッションの取り組んでいる内容に重複している領域があるのではないかと、また、法人格が2つあることの必要性があるのか、と感じられる点があった。各法人の現況を十分に把握したうえで、法人格を一つにすることも今後の組織の在り方としての一つの選択肢となりうることを考慮されたい。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課		済 (令和4年9月)	「スポーツのまち さいたま」の実現に向けた推進主体として、2法人がそれぞれの強みを生かした取組を推進することが、より効果的・効率的な施策の実施が図られるものと考えており、第2期スポーツ振興まちづくり計画においても同様の位置づけを行っている。そのため、措置を講じないことが適当と考え、現状のとおりとする。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P99	意見	2法人として存在することの意義について	現在、スポーツに関連して設立された、以下の2法人が、市の外郭団体として存在している。 ・公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。） ・一般社団法人さいたまスポーツコミッション（以下「スポーツコミッション」という。） 個社として存続することの意義を否定するものではないが、2法人の設立目的や事業目的について、比較検討を行ったところ、各法人の主たる事業領域は明確であるものの、一部の事業内容には解釈により幅が認められることから、実施している事業や取り組むべき方向性について、スポーツ協会とスポーツコミッションの取り組んでいる内容に重複している領域があるのではないか、また、法人格が2つあることの必要性があるのか、と感じられる点があった。各法人の現況を十分に把握したうえで、法人格を一つにすることも今後の組織の在り方としての一つの選択肢となりうることを考慮されたい。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室		済 (令和4年9月)	「スポーツのまち さいたま」の実現に向けた推進主体として、2法人がそれぞれの強みを生かした取組を推進することが、より効果的・効率的な施策の実施が図られるものと考えており、第2期スポーツ振興まちづくり計画においても同様の位置づけを行っている。そのため、措置を講じないことが適当と考え、現状のとおりとする。
P101	意見	さいたまクリテリウムにおける事業計画について	スポーツコミッションでは中期事業計画を策定し、さいたまクリテリウムについての中期目標や改善計画を定めているものの、多額の財政負担をどのように解消するかという課題についてはそもそもどのような状況になれば自立運営が実現できたといえるかが明確に示されていない。このため、具体的・定量的な目標も定められておらず、また、当該中長期計画を細分化した詳細計画も作成されていないため、当該計画に基づく取り組みにより、自立運営が可能となる将来を描くことは現状困難であると言わざるを得ない。 事業運営を行うに当たっては、中長期的な将来像を示した上で、達成までの期間と定量的、定性的目標を定め、これを実現するための具体的な計画を定めることが基本的な手法である。スポーツコミッションにおいても、このような手法を取り入れることが必要であり、少なくとも組織として、さいたまクリテリウムの将来像を定め、これを共有するとともに、この将来像を実現するための具体的な目標と計画の立案が求められる。 さいたまクリテリウム開催の目的を達成するために最終的にどれだけの税負担額で開催すべきなのか（したいのか）という将来像を明確にし、これを達成するための期間目標と、目標を達成するために各年度にどのような方法で、いくらの収益を獲得するのかといった定量目標を定めることが必要である。また、目標を達成できなかった場合には、その要因を分析し、翌年度の計画に改善策を反映するPDCA サイクルを導入することが求められる。	スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室	○	対応中	意見に基づき、さいたまクリテリウムの将来像や、それを実現するため開催に必要な最終的な市の負担額とその達成時期について、新たな財源の確保や運営形態の変更を踏まえつつ、新会長の体制下による、さいたまスポーツコミッションの次期中期事業計画の策定と合わせて、令和11年度までに計画を策定する予定である。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P103	意見	コミュニティ施設と市所有貸会議室とのあり方と料金設定	コミュニティセンターの使用料は条例で定められているが、稼働率が90%を大幅に上回っている施設においては、その立地や使用料の安さから利用する市民にとっては魅力的な施設であり、市民のコミュニティ活動に大きく貢献できていると言える。 一方、その運営にあたっては多額の税金が使われており、利用しない市民が税金というかたちで負担していることも事実である。特に稼働が極めて高い施設については利用したい市民が利用できない状況にあるとも言えることから、現状利用している市民には使用料増額の負担をかけることになるものの、より公平な受益者負担と市の運営負担を少しでも削減するために弾力的な使用料の見直しを検討する必要があると考える。 また、北浦和TB ではカルタスホール会議室の使用料では採算が合わないことから、さいたま市が賃借料を減免している状況にある。一方、コミュニティ施設では受託管理料を市が負担しており、市の負担がある点では同様である。市の財産を利用して、市民のコミュニティ活動を支援するという目的は同じであり、全体としての多くの市民が利用することによる稼働率の向上と使用料の見直し等による市の財政負担の縮小の両立を実現することが望まれる。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	適正な受益者負担の観点から、社会情勢の変化、施設の利用実態を踏まえながら、公の施設における使用料の見直しに関する考え方について、検討を進める。
P103	意見	コミュニティ施設と市所有貸会議室とのあり方と料金設定	コミュニティセンターの使用料は条例で定められているが、稼働率が90%を大幅に上回っている施設においては、その立地や使用料の安さから利用する市民にとっては魅力的な施設であり、市民のコミュニティ活動に大きく貢献できていると言える。 一方、その運営にあたっては多額の税金が使われており、利用しない市民が税金というかたちで負担していることも事実である。特に稼働が極めて高い施設については利用したい市民が利用できない状況にあるとも言えることから、現状利用している市民には使用料増額の負担をかけることになるものの、より公平な受益者負担と市の運営負担を少しでも削減するために弾力的な使用料の見直しを検討する必要があると考える。 また、北浦和TB ではカルタスホール会議室の使用料では採算が合わないことから、さいたま市が賃借料を減免している状況にある。一方、コミュニティ施設では受託管理料を市が負担しており、市の負担がある点では同様である。市の財産を利用して、市民のコミュニティ活動を支援するという目的は同じであり、全体としての多くの市民が利用することによる稼働率の向上と使用料の見直し等による市の財政負担の縮小の両立を実現することが望まれる。	スポーツ文化局 文化部 文化振興課		済 (令和4年9月)	適正な受益者負担の観点から、社会情勢の変化、施設の利用実態を踏まえながら、公の施設における使用料の見直しに関する考え方について、検討を進める。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P105	意見	外郭団体への市 職員の役員派遣	出資者としてガバナンスが適切に機能しているかをチェックする上で、非常勤役員として理事会・取締役会の検討内容や議論の状況を把握すること、市からの要望・問題認識を理事会・取締役会の議論の場で他の役員と共有することは法人運営において有用な手段と考えられる。 市による経営の関与の程度は団体によって自立経営の実現状況の程度、公益性の高さ等によって柔軟に対応することに異論はないが、非常勤役員等の派遣の方針は明確になっていない。 さらなる自立を求める上でも必要と認められる団体に対しては、出資者として経営を監視する方法の一つとして非常勤役員または監査役としての市職員の就任の検討を期待したい。 今回の監査において同様の事業を行っている都市整備公社、与野都市開発、北浦和TB、岩槻都市振興において、4法人における取締役会の報告資料や報告事項は相違していた。役員派遣により、他の法人での参考例を共有し、内部資料や議論の深度にも横断しを刺すことで、より効果的かつ効率的な法人運営がなされるものと思料する。 なお、現役職員の非常勤役員は無報酬であり、OBの役員派遣で指摘される天下りとはならないものと理解している。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	意見について、団体の健全運営推進のために必要であるかどうか検討した上で、必要と認められる場合において、市職員の非常勤役員等への就任について検討を行う。
P105	意見	外郭団体への市 職員の役員派遣	出資者としてガバナンスが適切に機能しているかをチェックする上で、非常勤役員として理事会・取締役会の検討内容や議論の状況を把握すること、市からの要望・問題認識を理事会・取締役会の議論の場で他の役員と共有することは法人運営において有用な手段と考えられる。 市による経営の関与の程度は団体によって自立経営の実現状況の程度、公益性の高さ等によって柔軟に対応することに異論はないが、非常勤役員等の派遣の方針は明確になっていない。 さらなる自立を求める上でも必要と認められる団体に対しては、出資者として経営を監視する方法の一つとして非常勤役員または監査役としての市職員の就任の検討を期待したい。 今回の監査において同様の事業を行っている都市整備公社、与野都市開発、北浦和TB、岩槻都市振興において、4法人における取締役会の報告資料や報告事項は相違していた。役員派遣により、他の法人での参考例を共有し、内部資料や議論の深度にも横断しを刺すことで、より効果的かつ効率的な法人運営がなされるものと思料する。 なお、現役職員の非常勤役員は無報酬であり、OBの役員派遣で指摘される天下りとはならないものと理解している。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 (令和4年9月)	意見について、団体の健全運営推進のために必要であると認められる場合において、市職員の非常勤役員等への就任について検討する。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P108	意見	自立的運営を維持する団体について	北浦和TBを自立的運営を維持する団体としているが、北浦和TBが収益源として管理運営する3Fフロアの貸会議室であるカルタスホール会議室は市より無償で賃借しており、仮に有料で賃借していたとすればバス施設等も含めて31百万円の賃借料を支払うこととなり、税引前当期純利益は2百万円となることから、経営健全化を推進する団体である同業の与野都市開発や岩槻都市振興よりも利益率が低い。加えて、北浦和TBの立地するビルの地下駐車場の運営を都市整備公社が行っていることもあり、真に自立的運営を維持しているかは疑問である。 なお、この点、市も同様の問題意識を持っており、令和3年度から100%減免から一部減免への切り替えについて検討を始めている。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 （令和4年9月）	当該団体については、市からの支援縮小の検討を始めていることに加えて、団体も利益率向上に向けた取組を行っていることから、引き続き所管局と連携し、更なる自立的経営を目指していく。
P108	意見	自立的運営を維持する団体について	北浦和TBを自立的運営を維持する団体としているが、北浦和TBが収益源として管理運営する3Fフロアの貸会議室であるカルタスホール会議室は市より無償で賃借しており、仮に有料で賃借していたとすればバス施設等も含めて31百万円の賃借料を支払うこととなり、税引前当期純利益は2百万円となることから、経営健全化を推進する団体である同業の与野都市開発や岩槻都市振興よりも利益率が低い。加えて、北浦和TBの立地するビルの地下駐車場の運営を都市整備公社が行っていることもあり、真に自立的運営を維持しているかは疑問である。 なお、この点、市も同様の問題意識を持っており、令和3年度から100%減免から一部減免への切り替えについて検討を始めている。	都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課		済 （令和5年3月）	意見に基づき、当該団体に対して会議室利用率の向上も含め、更なる自主財源の確保について指導している。 また、市有財産の賃料について、バス施設のうち、バスレーンは令和4年度から有償化しており、その他についても100%減免から一部減免に切り替えることを令和4年9月に決定した。
P108	意見	経営効率化を図る団体について	スポーツ協会、スポーツコミッション、文化振興事業団、緑地協会及び区画整理協会については、市の評価のとおり、いずれも自主財源比率が低い団体である（令和2年度の経常収益に占める市補助金、市の指定管理料、受託料収入の割合）。収益の大半が公益事業に係るものであり、収支均衡が求められるものの、均衡が保てない場合は自主事業での収益により賄うことが求められている。 しかしながら、いずれの団体も、市の事業と密接不可分な公益事業を行っており、経費削減等の努力は行っているものの、収支改善の結果が、次年度又は次期（指定管理者の場合）の予算削減に直結するため、収支改善のインセンティブが働いていない状況が見受けられた。 改善した収支のうち経営努力として認定できるものに関しては、自主事業を拡大するための財源として適切に利用できるようにする、あるいは、あらかじめ一定の適正利益率を定め、当該利益により管理費等の間接経費は指定管理料で賄うことができるようにするなど、自主事業拡大するためのインセンティブが働く仕組みを構築する必要がある。 この点は、一般社団法人指定管理者協会が2019年10月に発出している「令和元年度提言－指定管理者制度の収支構造と適正利益についての考察－」も参考にされたい。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 （令和4年9月）	市からの補助金、指定管理料、委託料の支出については、事業実施にあたり必要な経費が支払われていると考えているため、現状のとおりとする。 なお、団体の自主事業拡大に対しては、健全運営セミナーを開催するなど、引き続き所管局と連携し、必要な支援を行っていく。

◆令和3年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P109	意見	経営健全化を推進する団体について	与野都市開発、岩槻都市振興の両社とも、過去に私的整理を行った団体であり、市からの借入金が存在することから経営健全化団体と位置付けられている。 しかしながら、過去少なくとも5年以上計画を上回る純利益を計上しており、令和2年度末現在、一般的には（金融機関の債務者分類において）正常先に位置付けられる水準である。加えて、令和2年度末現在の現預金残高、純資産残高の実績が再生計画に比して大きく上振れている状況からも、経営健全化団体との位置づけには疑問が残る。 確かに、管理運営しているビルの老朽化により、将来、多額の修繕や更新投資が発生することが確実であることや、常にテナントが撤退するリスクにさらされている状況にはあるが、一般的な事業リスクであり、経営健全化団体としている理由にはならず、抱えているリスクは都市整備公社や北浦和TB も同様であり、健全運営に関する指針における外郭団体の位置づけについて判断基準見直しの検討も必要と考える。 本件は、経営健全化団体の区分にするか否かの形式的な問題にとどまらない。 市の方針は、経営健全化団体は単独で再建することが前提であるとのことであるが、上述した他の駅前再開発関連の外郭団体との統合等を検討する上での課題となりえることから、問題提起をするものである。	都市戦略本部 行財政改革推進部		済 (令和4年9月)	当該2団体については、再生計画に基づき経営再建に取り組んでおり、与野都市開発株式会社は令和3年度から、岩槻都市振興株式会社は令和2年度から市への借り入れ金の返済を開始したところである。 今後の社会経済情勢の変化によっては、着実な返済に支障が生じることが想定されることから、現時点では、健全運営に関する指針における当該外郭団体の位置付けに係る措置を講じないことが適当と考え、現状のとおりとする。引き続き所管局と連携し、経営健全化・安定化を目指していく。